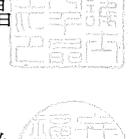


令和2年（行ウ）第455号 持続化給付金等支払請求事件
被 告 国 外2名

第 1 準 備 書 面

2021年6月18日

東京地方裁判所民事第51部2D係 御中

原告訴訟代理人弁護士	平	裕	介				
同	弁護士	出	口	か	お	り	
同	弁護士	井	桁	大	介		
同	弁護士	亀	石	倫	子		
同	弁護士	三	宅	千	晶		
同	弁護士	福	田	健	治		

はじめに

本準備書面は、被告国による本案前の主張（第 1）および本件各給付金について適式な申請を欠く旨の主張（第 2）に対する反論を行い、また被告国の本件両除外規定の憲法 14 条違反の主張に関する求釈明を行うものである（第 3）。

なお、憲法学者である、東京都立大学木村草太教授の意見書（甲 28）等を踏まえた本件両除外規定の憲法 14 条 1 項違反の主張や、裁量権の逸脱濫用を含めた被告国の答弁書に対する詳細かつ全般的な反論は、上記求釈明に対する被告国の回答等を踏まえて、次回以降において主張する。

第 1 被告国の本案前の主張について（確認の利益があること）

1 二次的予備的請求に係る確認の訴えの対象の適否について

被告国は、二次的予備的請求に係る訴えについて、同請求は「長官に給付額を決定する義務が発生していないと裁判所が解釈した場合の予備的請求」であるところ、「長官の『各給付金額を決定する義務』の存在を前提」とせず、各申請に基づく各贈与契約上の地位を確認しても、紛争の抜本的な解決は図りがたいから、確認対象が不適切であると主張する（答弁書 6-7 頁）。

原告が、二次的予備的請求において、長官の給付額決定義務が発生していないとすることの前提は、あくまで持続化給付金規程 9 条柱書および同条 2 項 4 号ならびに家賃支援給付金規程 10 条柱書および同条 3 項 3 号が、長官の給付金額の決定に先立って、事務局の審査が行われることを規定しているところ、現時点では、原告の各申請についてはこれらの各事務局による審査が行われていないというものに過ぎない。本件両規程によれば、各申請により各贈与契約が成立すれば、各事務局による審査義務が発生し、その結果として長官による給付額の決定に至ることは明らかである。

したがって、原告の各申請に係る贈与契約上の地位が確認されることにより、紛争が抜本的に解決するということができる。二次的予備的請求に係る訴えの確認対象は適切である。

2 三次的予備的請求に係る訴えの対象の適否について

被告国は、三次的予備的請求に係る訴えについて、「本件両除外規定を理由として不支給とされない地位」が確認されたとしても、それ以外の理由により不給付とされることは既判力によっても妨げられないから、同訴えは、確認対象が不適切であると主張する（答弁書 7-8 頁）。

しかし、本件の主位的請求は、各給付金の給付を求めるものであり、同給付請求権が成立するためには、原告による各申請が、本件両除外規定以外の本件両規程上の要件をすべて満たしていなければならないから、本訴の主位的請求の審理においては、これらすべての要件を充足していることについて審理判断されることになる。そして、現在のところ、被告国は、本件両除外規定及び申請方法以外の点については、本件各申請が要件を充足することについて何ら争っていない（申請方法の点については第 2 において反論する。）から、原告による各申請が、本件両除外規定以外の要件を満たしていることは、すでに訴訟上も明らかである。

したがって、原告の各申請が本件両規程の他の要件を充足している以上、本件両除外規定を理由として不支給とされない地位が確認されれば、各給付金について長官は給付額を決定しなければならない、本件紛争は抜本的に解決されることになる。第三次予備的請求に係る訴えの確認対象は適切である。

第 2 申請方法に関する被告国の主張の誤り

1 被告国の主張

被告国は、本件両給付規程が、給付金の申請方法として「事務局が定める方法」により「事務局に対して」行うことを求めているところ、原

告による本件各申請は、「事務局が定める方法」である申請用ウェブサイト（以下「本件各申請用ウェブサイト」という。）を通じた申請ではないから、適式な申請があったとは認められず（被告国答弁書 11—12 頁）、原告と被告国との間で各贈与契約が成立したと解する余地はないと主張する（同 25 頁）。

2 申請方法の概要

本件両規程において、各事務局が定める申請方法は、本件各申請用ウェブサイトを通じた申請のみであるところ、本件各申請用ウェブサイトは、その申請手続の途中に、本件両除外規定に該当しないことを宣誓することを求めている。このチェックを行わない限り、次の画面に進むことができず、本件両除外規定に該当する事業者は、本件各申請用ウェブサイトを通じては、申請行為を完了することができない仕組みとなっている。そのため、性風俗関連特殊営業を行う原告は、本件両除外規定に該当しないと宣誓することはできず、本件各申請用ウェブサイトを通じた申請は不可能であった（以上につき、甲 29：陳述書、甲 30：資料出力報告書）。

3 原告の申請は適式なものとして認められるべきである

原告は、本件各申請用ウェブサイトを通じて申請することはできなかつたため、本件両規程に基づき各申請に必要な書類を作成・収集し、これら必要書類を各事務局へ郵送して各申請を行った。

原告の委任を受けた原告代理人弁護士三宅千晶及び同出口かおりは、各申請前に、本件各給付金事業を所管する中小企業庁に問い合わせ、書類については同庁総務課に送付するようにとの回答を得た。そのため原告は、同庁総務課職員の回答に従い、中小企業庁の住所地に、各事務局宛の各申請書類を郵送した（甲 18 の 1 ないし甲 19 の 2）。各申請書類

の宛名には「中小企業庁 気付」「持続化給付金事務局 御中」（甲 18 の 1）「家賃支援給付金事務局 御中」（甲 19 の 1）と、各事務局宛であることが明記され、「持続化給付金及び家賃支援給付金の給付申請」と表記されているように、かかる文書が各給付金の申請書類であることは明らかであった。なお、現在に至るまで、中小企業庁から、原告または原告代理人に対して、送り先が違うとか、適式な申請ではないといった連絡はない。（以上につき甲 29）

このように原告は、本件各申請用ウェブサイトを通じた申請は行ってはいないものの、中小企業庁職員の電話回答を受け、かかる回答に従い各申請書類を中小企業庁気付で両事務局に郵送することによって、本件両給付金の申請を行ったのである。

したがって、原告による申請は、本件両給付金の申請として適式なものと認められるべきである。

4 申請方法に係る規定も無効であり、また申請方法の不遵守に係る被告国の主張は権利濫用である

加えて、そもそも本件各申請用ウェブサイトにおいて本件両除外規定に該当しないことを宣誓させないと申請行為を完了できないという事務局が定める申請方法は、本件両除外規定が有効であることを前提とするものである。

訴状で主張したとおり、本件両除外規定が違憲ないし裁量権の逸脱濫用により無効である以上、当該申請方法を定めた規定も、本件両除外規定に該当する事業者との関係においては、併せて違憲ないし違法であり無効と解さざるを得ない。あるいは、申請方法の不遵守を根拠に支給を拒否することは、権利の濫用であり許されない。このように解さなければ、原告のように、本件両除外規定に該当しないことを宣誓できない者は、本件両除外規定が違憲違法な無効なものであって本来は給付される

べきであったとしても、単にウェブサイト上の次の画面に進めないことのみを理由として、本件両給付金を申請できず、よって本件両給付金の給付を受けられないことになる。このような事態を許容すると、申請を要する行政上の仕組みについて、実体法上違法な要件が定められている場合においても、テクノロジーを用いて申請を不能とすることにより、当該違法な要件に関する司法審査を回避することを許容することとなってしまう。かかる事態は、申請を受理しない方法により説明責任を免れることを防止しようとする、行政手続法 7 条の立法趣旨にも反すると言わざるを得ない。

5 小括

以上のとおりであるから、原告による申請は適式なものとして認められるべきである。また、本件各申請用ウェブサイトにおいて「本件両除外規定に該当しないことを宣誓しなければ申請行為を完了できない」という、事務局が定める申請方法を求める規定は、本件両除外規定に該当する事業者との関係においては違憲・違法であり無効であって、また申請方法の不遵守を根拠に支給を拒否することは権利の濫用である。

いずれにせよ、申請方法の不遵守をいう被告国の主張には理由がない。

第3 本件両除外規定の憲法 14 条違反の主張に関する求釈明について

1 本件両除外規定の憲法 14 条 1 項違反の主張に関する両当事者の主張

原告は、本件両除外規定について、憲法 14 条 1 項違反の有無を審査する違憲審査基準として、やむにやまれぬ事由がない限り、合理的な根拠なく差別的取扱いをするものとなる旨の基準が適用されるべきであるとした上で、本件両除外規定の目的及び手段には、やむにやまれぬ事由がないことから違憲である旨主張している（訴状 25 頁以下）。

これに対し被告国は、まず違憲審査基準について、本件両給付金制度は給付行政であり、また経済政策であるから被告国の裁量が大ききこと

を理由に、「規定理由に合理的な根拠があり、かつ、その区別が上記理由との関連で著しく不合理なものではなく、合理的な裁量判断の限界を超えていないと認められる限り」合憲となるとの基準を定立する。その上で、この審査基準に対するあてはめとして、性風俗産業は性を売り物にする本質的に不健全な営業であり、社会一般の道德観念にも反するため、給付をすると国民の理解を得られないから、本件両除外規定は合理的な裁量判断の限界を超えておらず合憲であると主張する（被告国答弁書 18 頁以下）。

2 求釈明

かかる主張に対しては、次回以降の期日において詳細に反論するが、反論に必要であるので、以下の点につき被告国の主張を明確にされたい。

(1) 違憲審査基準定立の根拠について

被告国は、「合理的な裁量判断の限界を超えていないと認められる限り」憲法 14 条 1 項違反とはならないと主張する。そして、その根拠としては「給付行政においては、多数の政策上の必要性の中から実際に補助等を行うものを選択し、財政上の負担を考慮の上、より効果的な方法、対象範囲、時期等を選択し決定する必要があるものであり、給付金等をいかなる基準でいかなる範囲の者にどの程度支給することとするかは、行政庁の合理的な裁量判断に委ねられている」とのみ述べる。

- ① 被告国は、上記給付行政についての一般的な考慮要素を、本件両除外規定の策定において実際に考慮したのか、明らかにされたい。
- ② 考慮した場合、本件両除外規定を策定する際に実際に考慮された以下の要素について、明らかにされたい。

- A) 本件両除外規定を設けることにより増加する財政上の負担を検討したのか。検討したのであればその想定された負担の絶対的な金額及び全体の給付金額との割合
- B) 本件両除外規定を設けることにより見込まれる「効果」
- C) 本件両除外規定を設けた場合と設けない場合とで生じうる給付の「時期」的な違い

(2) 当てはめの内容について

被告国は、本件の区別が合憲である理由として、性風俗産業は「性売り物にする本質的に不健全な営業」であり、性風俗産業は「社会一般の道德観念にも反する」ことから、国が性風俗産業に給付をすることに「国民の理解を得ることが困難である」ことを挙げる。

- ① 「性売り物にする」とはどういうことか。本件両除外規定の対象とされた性風俗関連特殊営業及び接客業務受託営業の中には、原告などのデリヘル業者のほか、ラブホテル業者やアダルトグッズ業者なども含まれる。これらの業種に共通するどのような要素をもって「性売り物にする」と定義しているのか。また不給付とされた性風俗関連特殊営業と接客業務受託営業以外に、「性売り物にする」産業としてはどのようなものがあるか。それらの産業と本件両除外規定の対象とされた性風俗関連特殊営業及び接客業務受託営業の違いは何か。
- ② 本件両除外規定の対象とされた性風俗関連特殊営業及び接客業務受託営業が社会一般の道德観念に反するとする根拠は何か。
- ③ 「本質的に不健全」とはなにか。世の中の産業を健全なものとは不健全なものに区分する要素はどこにあるのか。性風俗関連特殊営業及び接客業務受託営業は、なぜ「本質的に不健全」なのか。具体的に説明されたい。

- ④ 性風俗関連特殊営業及び接客業務受託営業は、適法な営業であり（犯罪でもなく、法律で禁止もされていない。）、またこれらの事業に携わる事業者はこれらの事業によって得た所得について納税の義務を負う。性風俗関連特殊営業及び接客業務受託営業に給付をすると、なぜ国民の理解が得られないのか。

以上